

# 令和3年12月号 むらと通信



●嘘や強引な勧誘でカニや魚介類を購入させる手口にご注意！



\*海産物販売業者から電話があり「以前購入してもらった」「コロナで困っている」などと嘘や強引な勧誘があり、断り切れず承諾してしまったとの相談が寄せられています。ご注意ください！

## ひとこと助言

- 販売事業者名や連絡先を名乗らない業者には注意しましょう。
- おかしいと感じたら、きっぱり断りましょう。
- 電話で勧誘され承諾した場合は、クーリング・オフが可能です。  
通知の送付先が不明な場合は、商品到着時に送付元を控え、受取拒否したうえで通知を発信しましょう。
- 断ったにもかかわらず商品が送られてくることもあります。送られてきても商品を受け取らないようにしましょう。

困ったり心配になった場合は、

**消費生活センター(5604-7055)**にご相談ください。